

2024 年 4 月 30 日

倫理委員会で承認された治療法

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	眼科領域におけるトリパンプルーの使用
実施責任者	医療法人協仁会 総院長 一番ヶ瀬 明
対象者	当院眼科で手術・治療・検査を受ける患者
承認日	2024 年 4 月 15 日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>目にとって許容できる溶媒中に 0.05%(w/w)~3%(w/w)のトリパンプルーを含むトリパンプルー溶液を使用するために、トリパンプルーという色素を用いることがあります。トリパンプルーは国内では医薬品として市販されていないため、トリパンプルーという試薬を院内製剤として調整し、使用します。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>薬剤による網膜障害の可能性があります。洗浄を十分に行い、残留量を最小限にします。</p>
お問い合わせ先	医療法人協仁会 本部 代表 072-823-1521

以上